

社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスを確保するため、自然災害により被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する設備等の経費に対する国庫補助を行う。

1. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

2. 補助基準額

1 施設あたり450万円（下限額30万円）

※激甚災害に指定された場合は、基準額の引き上げや下限額の撤廃を行うことを想定（別途予算措置により対応）

3. 補助対象 災害により被災した介護事業所・施設等を有する事業者
（対象となる事業所・施設等は右のとおり）

4. 補助対象となる経費の例

- ・ 事業所の車輛（訪問、送迎、移送用）
- ・ 事務用品、事務機器（パソコン、デスク、コピー機、キャビネットなど、事業所・施設事務に要するもの）
- ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
- ・ その他事業再開に必要な初度経費

【予算科目】

（項）介護保険制度運営推進費 （目）社会福祉施設等設備災害復旧費補助金

（対象となる介護保険サービス・施設）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、介護予防拠点

※介護サービス事業者等の「等」は居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターを指す。